

一般競争入札
入札説明書

令和5年10月

福島県新型コロナウイルス感染症対策事務局

入札説明書

この入札説明書は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）、福島県財務規則（昭和 39 年福島県規則第 17 号。以下「財務規則」という。）及び本件委託契約に係る一般競争入札（以下「入札」という。）の公告の規定に基づき、福島県が発注する業務に関し、一般競争入札に参加する者（以下「入札者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を定めたものである。

1 発注者（契約権者）

福島県 代表者 福島県知事 内堀 雅雄

2 入札に付する事項

- (1) 業 務 名 産業廃棄物等収集運搬及び処分業務（コロナ対策事務局）
- (2) 業務の仕様等 別紙契約書（案）及び仕様書のとおり
- (3) 履 行 期 間 契約締結の日から令和 6 年 1 月 31 日まで
- (4) 履 行 場 所 福島県福島市杉妻町 5 番 75 号 ほか

3 入札参加者の資格

入札に参加する者は、次に掲げる条件及び入札公告に掲げる条件をすべて満たしている者であること。

- (1) 「福島県から入札参加資格制限措置を受けていない者であること」とは、入札参加資格審査日（一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）の提出期限の日）から開札の日までの期間中に入札参加資格制限措置を受けていない者であることをいう。
- (2) 入札公告で指定された期限までに申請書を提出しない者及び入札参加資格がないと認められた者は、本件入札に参加することができない。

4 入札に参加する者に必要な資格の確認

- (1) 入札に参加を希望する者は、上記 3 に掲げる必要な資格の確認を受けるため、一般競争入札参加資格確認申請書（様式 1-1 もしくは様式 1-2。以下「確認申請書」という。）に次に該当する書類を添付し、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

ア 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃掃法」という。）第 7 条第 1 項及び第 14 条第 1 項並びに第 6 項の規定による許可を証する書類の写し

イ 入札公告 2 の（6）により産業廃棄物の処分業の許可を受けていない収集運搬業者が処分業務の提携により入札に参加する者は、廃掃法第 7 条第 1 項及び第 14 条第 1 項の規定による許可を証する書類の写し、及び本件業務に係る産業廃棄物を提

携する処分業の許可を受けている者に搬入する場合の当該処分業者（以下「提携処分業者」という。）に係る同法第 14 条第 6 項の規定による県知事の許可を証する書類の写し

- (2) 資料作成等に必要となる費用は申請者の負担とし、提出された書類は返却しない。このほか、必要に応じて入札参加資格を確認するための書類の提出又は聴取を求めることがある。

5 入札参加資格審査結果の通知

入札参加資格の審査は、その提出期限の日を基準日として行うものとし、その結果は令和 5 年 10 月 18 日（水）までに通知する。

6 入札書の提出方法等

- (1) 入札書（様式 2）に必要事項を記入し、入札公告 5 の（1）に示す日時、場所に、本人又は代理人が出席し、提出すること。

なお、入札公告に示す日時に遅刻した者は、入札に参加できない。

- (2) 処分業務の提携により入札に参加する者の入札は、収集運搬業務に係る金額を記入した入札書に、提携処分業者が作成した確約書（様式 3）を添付し提出すること。この場合、処分業務に係る金額は、確約書に記入された金額により申込があったものとし、当該金額は入札書には記入すること。

- (3) 入札者は名刺を提出し、代理人を出席させ、入札に関する行為をさせようとする場合は、委任状（様式 4）に必要事項を記入し、入札時に併せて提出して確認を受けること。

- (4) 一度提出された入札書等の書換え、引換え又は撤回は認めない。

7 入札保証金

- (1) 入札に参加を希望する者は、入札単価に入札公告 1 の（2）の予定数量を乗じて得た額に消費税を加算した額の 100 分の 3 以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

- (2) 入札保証金は、現金（現金に代えて納付する小切手にあつては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。）で納め、又はその納付に代えて担保として財務規則第 169 条第 1 項各号に規定する有価証券を提出するものとする。

- (3) 財務規則第 249 条第 1 項各号（別記 1）に該当する場合は、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。（入札保証金納付免除申請書（様式 6）に保険証書又は履行実績証明書（様式 7）を添付して令和 5 年 10 月 16 日（月）までに入札公告 3 の場所に提出すること。）

- (4) 入札保証金の納付及び還付については、財務規則第 251 条及び第 253 条（別記 2、3）による。

8 開札等

- (1) 開札は、入札終了時に入札会場にて行うものとする。
- (2) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札者がいないときは、直ちに再度入札を行う。再度入札の回数は、1回までとする。

9 入札心得

- (1) 入札者は、仕様書等を熟知の上入札しなければならない。
- (2) 現地確認を希望する場合は、20に掲げる連絡先に事前に電話の上、日程を調整すること。

10 入札の取り止め等

入札者が連合（談合）し、又は不穏な行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることができる。

11 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 入札公告に示した入札参加資格のない者（入札参加資格があることを確認された者で、開札時において入札公告に示した「入札参加資格を満たさなくなった者を含む。）の提出した入札
- (2) 申請書及び確約書に虚偽の記載をした者の入札
- (3) 記名、押印を欠く入札
- (4) 金額を訂正した入札
- (5) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (6) 明らかに連合（談合）によると認められる入札
- (7) 同一事項につき2通以上の入札書を提出した入札
- (8) 処分業務の提携により入札に参加した者が、提携処分業者の確約書を提出せずに提出した入札
- (9) その他、この入札説明書において示す入札に関する条件又は県において特に指定した事項に違反した入札

12 落札者の決定方法

- (1) 財務規則の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であって、かつ、入札公告1の(2)ア及びイごとの入札価格にそれぞれの予定数量を乗じて得た額の合計額（ただし、処分業務の提携により入札に参加した者の入札にあたっては、入札公告1の(2)アの入札価格及びイの確約書に記入された金額（以下「確約価格」という。）にそれぞれの予定数量を乗じて得た額の合計額とする。）が最低となる価格をも

って有効な入札をした者（以下「最低価格入札者」という。）を落札者とする。

ただし、処分業務の提携により入札に参加した者が最低価格入札者となった場合において、その提携処分業者が入札参加資格審査日から開札日までの期間中に、福島県から入札参加資格制限措置を受けたときは、当該最低価格入札者を落札者とせず、予定価格の範囲での価格をもって有効な入札を行った次順位の者を落札者とする。

- (2) 落札となるべき同価の入札書を提出した者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を定める。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 入札者がいないとき、又は再度入札を執行しても落札者がいない場合は、施行令第167条の2第1項第8号の規定により随意契約とすることができる。
- (4) 入札結果については、その場で入札参加者に対し発表する。

14 契約保証金

- (1) 落札者は、以下の計算式により算出した金額（当該派遣料金に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

計算式 契約金額×入札公告1の(2)の予定数量×1.10

- (2) 契約保証金は、現金（現金に代えて納付する小切手にあつては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。）で納めるものとするが、又はその納付に代えて担保として財務規則第169条第1項各号に規定する有価証券を提出するものとする。
- (3) 財務規則第229条第1項各号（別記4）のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (4) 契約保証金の減免については、落札者に別途通知する。
- (5) 契約保証金の納付及び還付については、財務規則第231条及び第233条（別記5, 6）による。

15 契約書の作成

- (1) 契約書を作成する場合において、落札者は、福島県が交付する契約書（案）に記名押印し、落札決定の日から履行期間の初日までに契約書の取り交わしを行うこと。
- (2) 契約の確定時期は、地方自治法第234条第5項の規定により両者が契約書に記名押印したときに確定するものとする。
- (3) 処分業務の提携により入札に参加した者が落札者となった場合、その提携処分業者との契約金額は、落札決定を受けた入札書に添付され提出された確約書に記載された確約価格に、当該金額の100分の10に相当する金額を加算した額により行うものとする。
- (4) 落札者が、上記(1)に定める期間内に契約書（案）を提出しないときは、落札を

取り消すことがある。

- (5) 処分業務の提携により入札に参加した者が落札者となった場合に、提携処分業者が契約を締結しないときは、落札者との契約締結も行わないものとする。
- (6) 落札者の決定後、契約が確定するまでの間において、当該落札者及び提携処分業者が公告に掲げる入札に参加する者に必要な資格に関する事項のいずれかの要件を満たさなくなった場合は、契約を締結しない。

16 契約条項

契約書（案）及び財務規則による。

17 質問の受付及び回答

仕様書等に関して質問があるときは、次の要領で行うこと。

- (1) 提出様式は、一般競争入札仕様書等に関する質問書（様式8）とする。
- (2) 提出期限は、公告のあった日から令和5年10月16日（月）午後4時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）とする。
- (3) 提出にあたっては、20に示す場所に電子メール（PDF形式）又はファクスにより提出することとし、送信後に必ず電話で着信確認をすること。なお、電話その他口頭による質問は受け付けない。
- (4) 質問書に対する回答は、一般競争入札仕様書等に関する回答書（様式9）にて、令和5年10月18日（水）午後4時までに、福島県 保健福祉部 保健福祉総務課ホームページ「保健福祉部入札情報」「3 その他の入札公告」に掲載する。

18 契約金額の支払

契約金額の支払は、検査合格後に請求に基づき支払うものとする。

19 その他

- (1) この入札説明書に疑義がある場合は、入札者は、その疑義について、入札前に説明を求めることができる。
- (2) 天災その他やむを得ない理由により 入札 又は 開札を行うことができないときは、これを中止する。なお、この場合における損害は、入札者の負担とする。
- (3) 入札から落札者の決定までに入札者が入札公告2に示す要件を満たさなくなったときは、当該入札者は落札者とししない。
- (4) 本入札説明書受領者は、本入札手続き以外の目的で次の行為を行ってはならない。
 - ア 本入札説明書の第三者への閲覧、貸与又は譲渡
 - イ 第三者への配布を目的とした本入札説明書の複写
 - ウ 第三者への本入札説明書複写物の配布

20 当該契約に関する業務を担当する部署

郵便番号 960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号
福島県新型コロナウイルス感染症対策事務局総括班
電話 024-521-7872 (直通) FAX 024-521-8682
電子メール corona-honbu@pref.fukushima.lg.jp

福島県財務規則（抜粋）

別記 1（入札保証金の減免）

第 249 条 前条の規定にかかわらず、契約権者は、次に掲げる場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 一般競争入札に参加しようとする者が保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結しているとき。
- (2) 施行令第 167 条の 5 第 1 項又は施行令第 167 条の 11 第 2 項の規定により入札に参加する者に必要な資格を定めた場合においては、一般競争入札に参加しようとする者が、当該資格を有する者であつて、過去 2 年間に国（予算決算及び会計令第 99 条第 9 号に掲げる沖縄振興開発金融公庫等を含む。）、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人又は地方独立行政法人とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたり締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を締結しないおそれがないと認められるとき。
- (3)～(4) (略)
- 2 (略)

別記 2（入札保証金の納付等）

第 251 条 契約権者は、第 249 条第 1 項の規定により入札保証金の全部の納付の免除をした場合を除くほか、入札に参加しようとする者をして、当該入札を執行する直前までに、契約権者の発する納入通知書により入札保証金の全額（その一部の納付の免除をした場合にあつては、その免除した額を控除した額）を関係の出納機関に納付させなければならない。

- 2 出納機関に、前項の規定により入札保証金の納付があつたときは、領収書を当該入札に参加しようとする者に交付しなければならない。
- 3 契約権者は、一般競争入札を執行する場合においては、当該入札に参加しようとする者をして、前項の規定により交付を受けた領収書を提示させ、その確認をしなければならない。

別記 3（入札保証金の還付）

第 253 条 入札保証金は、落札者以外の者に対しては落札者が決定したのち、落札者に対してはその者と締結する契約が確定したのちに、請求により還付する。ただし、落札者の納付に係る入札保証金は、当該落札者の同意があるときは、契約保証金の全部又は一部に充当することがあるものとする。

- 2 前項の規定による入札保証金の還付の手続については、契約権者が支出権者又は物品管理権者となるほか、第 6 章又は第 9 章の規定の例による。

別記4（契約保証金の減免）

第229条 前条の規定にかかわらず、契約権者は、次に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 契約の相手方が官公署及び知事がこれに準ずるものと認める法人であるとき。
- (2) 契約の相手方が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結しているとき。
- (3) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第100条の3第2号の規定により財務大臣が指定する金融機関（次条第2項において「保険会社等」という。）と工事履行保証契約を締結したとき。
- (4) 施行令第167条の5第1項又は施行令第167条の11第2項の規定により入札に参加する者に必要な資格を定めた場合においては、契約の相手方が、当該資格を有する者であつて、過去2年間に国（予算決算及び会計令第99条第9号に掲げる沖縄振興開発金融公庫等を含む。）、地方公共団体、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。第249条第1項第2号において同じ。）、国立大学法人（国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人をいう。第249条第1項第2号において同じ。）又は地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。第249条第1項第2号において同じ。）とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたり締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないおそれがないと認められるとき。

(5)から(16)まで （略）

2 （略）

別記5（契約保証金の納付等）

第231条 契約権者は、第229条の規定により契約保証金の全部の納付の免除をした場合を除くほか、契約の相手方となるべき者をして、契約権者の発する納入通知書により契約保証金の全額（その一部の納付の免除をした場合にあつては、その免除した額を控除した額）を関係の指定金融機関若しくは指定代理金融機関又は関係の出納機関に納めさせなければならない。

- 2 出納機関は、前項の規定により契約保証金の納付があつたときは、領収書を当該契約の相手方となるべき者に交付しなければならない。

別記6（契約保証金の還付）

第233条 契約保証金は、工事等又は給付の完了の確認又は検査の終了後に契約の相手方に還付する。

- 2 前項の規定による契約保証金の還付の手続については、契約権者が支出権者又は物品管理権者となるほか、第6章又は第9章の規定の例による。

一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

福島県知事

(〒 -)

住 所

商号又は名称

代表者氏名 印

電 話 番 号 (- -)

F A X 番 号 (- -)

(作成担当者職・氏名)

令和 5 年 1 0 月 6 日付けで公告のありました産業廃棄物等収集運搬及び処分業務（コロナ対策事務局）における入札参加資格について確認を受けたいので、入札に必要な資格要件等について下記のとおり申請します。

なお、下記 1 に掲げる資格要件に全て該当する者であること、また、下記 2 の添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

記

1 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 開札の日までの間に、福島県から入札参加資格制限措置を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障がないと認められる者であること。
- (4) 庁舎等維持管理業務入札参加資格者名簿（令和 4 ・ 5 年度分）の一般廃棄物収集運搬業務に登録されている者であること。

(5) 福島県内に本店、支店又は営業所を有する者であること。

(6) 次のいずれの要件も満たしていること。

[収集運搬業務]

ア 福島市の一般廃棄物収集運搬業務許可（ごみ）を受けていること。

イ 福島県又は福島市の産業廃棄物収集運搬業務許可（廃プラスチック（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。））を受けていること。

[処分業務]

ウ 福島県、福島市、郡山市又はいわき市の産業廃棄物処分業許可（廃プラスチック（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。））を受けていること。

ただし、本件処分業務の許可を受けていない者にあつては、その者が落札した場合において、上記ウを履行することとなる者が本件処分業の許可を受けていること及び適正に当該業務を履行することができること。

2 添付書類

福島市の一般廃棄物収集運搬業（ごみ）許可証の写し

福島県又は福島市の産業廃棄物収集運搬業（廃プラスチック類）許可証の写し

福島県、福島市、郡山市又はいわき市の産業廃棄物処分業（廃プラスチック類）許可証の写し

一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

福島県知事

(〒 -)

住 所

商号又は名称

代表者氏名 印

電話番号 (- -)

(作成担当者職・氏名)

令和5年10月6日付で公告のありました産業廃棄物等収集運搬及び処分業務（コロナ対策事務局）における入札参加資格について確認を受けたいので、入札に必要な資格要件等について下記のとおり申請します。

なお、下記1の業者を産業廃棄物を搬入する処分業者とし、下記2に掲げる資格要件に全て該当する者であること、また、下記3の添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

記

1 産業廃棄物を搬入する処分業者

| | |
|--------|--|
| 住 所 | |
| 称号又は名称 | |
| 代表者氏名 | |
| 廃棄物の種類 | |
| 処分方法 | |

※ 「処分方法」の欄については、中間処理を行う場合は「中間処理」と、中間処理を行わずに直接最終処分を行う場合は「最終処分」と記入すること。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 開札の日までの間に、福島県から入札参加資格制限措置を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障がないと認められる者であること。
- (4) 庁舎等維持管理業務入札参加資格者名簿（令和 4・5 年度分）の一般廃棄物収集運搬業務に登録されている者であること。
- (5) 福島県内に本店、支店又は営業所を有する者であること。
- (6) 次のいずれの要件も満たしていること。

〔収集運搬業務〕

- ア 福島市の一般廃棄物収集運搬業務許可（ごみ）を受けていること。
- イ 福島県又は福島市の産業廃棄物収集運搬業許可（廃プラスチック（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。））を受けていること。

〔処分業務〕

- ウ 福島県、福島市、郡山市又はいわき市の産業廃棄物処分業許可（廃プラスチック（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。））を受けていること。

ただし、本件処分業務の許可を受けていない者にあつては、その者が落札した場合において、上記ウを履行することとなる者が本件処分業の許可を受けていること及び適正に当該業務を履行することができること。

3 添付書類

福島市の一般廃棄物収集運搬業（ごみ）許可証の写し

福島県又は福島市の産業廃棄物収集運搬業（廃プラスチック類）許可証の写し

福島県、福島市、郡山市又はいわき市の産業廃棄物処分業（廃プラスチック類）許可証の写し

様式2

入 札 書

| 区 分 | 仕 様 | 予定数量 | 単 価 (税抜) | 金 額 |
|--------------|-------------|--------------------|-------------|-----|
| 産業廃棄物処分料 | 廃プラスチック類 | 278 m ³ | 円 | 円 |
| 収集運搬料 (4 t車) | 分別作業・諸経費を含む | 35 台 | 円 | 円 |
| 計 | | | | 円 |

業 務 名 産業廃棄物等収集運搬及び処分業務 (コロナ対策事務局)

委託期間 契約締結の日から令和6年1月31日

履行場所 福島県東分庁舎旧体育館 (福島市杉妻町5番75号) ほか

上記のとおり 入札いたします。

令和 年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者職・氏名

印

(代理人氏名

印)

(あて先) 福島県知事

※1 廃掃法第14条第6項の許可(産業廃棄物の処分業許可)を受けていない者が提出する場合は、様式3を添付の上、その記載単価を産業廃棄物処分料の単価の欄に記入し、計算した額も記入すること。

※2 契約希望単価(消費税及び地方消費税抜き)を記入すること。

※3 代理人が入札する場合は、代表者職・氏名等に加え、代理人の欄に記名押印すること。

確 約 書

令和 年 月 日

福島県知事様

住 所

商号又は名称

代表者職・氏名

印

私は、令和5年10月6日付けで公告のあった産業廃棄物等収集運搬及び処分業務（コロナ対策事務局）について、入札者_____が落札した場合には、下記のとおり履行することを確約します。

記

1 確約事項

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の規定による許可業務について、2に記載する種類ごとの確約価格に消費税及び地方消費税を加算した額により、県と委託契約を締結すること。
- (2) 本件に係る産業廃棄物の処分について、入札者が当方の管理する処理施設へ搬入した場合には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、その他関係法令を遵守し、適正に当該業務を履行すること。

2 処分する産業廃棄物の種類及び確約価格

| 処分する産業廃棄物の種類 | 予定数量 | 確約価格 (単価・税抜) | 金額 |
|--------------|-----------------------|------------------|----|
| 廃プラスチック | m ³ 278 | 円/m ³ | 円 |

様式4

委 任 状

私は (使用印鑑 印) を代理人とし、

下記業務の入札及び見積並びに開札の立会に関する一切の権限を委任します。

記

業 務 名 産業廃棄物等収集運搬及び処分業務 (コロナ対策事務局)

委託期間 契約締結の日から令和6年1月31日

履行場所 福島県東分庁舎旧体育館 (福島市杉妻町5番75号) ほか

令和 年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者職・氏名

印

(あて先) 福島県知事

様式 5

見 積 書

| 区 分 | 仕 様 | 予定数量 | 単 価 (税抜) | 金 額 |
|---------------|-------------|--------------------|-------------|-----|
| 産業廃棄物処分料 | 廃プラスチック類 | 278 m ³ | 円 | 円 |
| 収集運搬料 (4 t 車) | 分別作業・諸経費を含む | 35 台 | 円 | 円 |
| 計 | | | | 円 |

業 務 名 産業廃棄物等収集運搬及び処分業務 (コロナ対策事務局)

委託期間 契約締結の日から令和6年1月31日

履行場所 福島県東分庁舎旧体育館 (福島市杉妻町5番75号) ほか

上記のとおり 入札いたします。

令和 年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者職・氏名

印

(代理人氏名

印)

(あて先) 福島県知事

※1 廃掃法第14条第6項の許可 (産業廃棄物の処分業許可) を受けていない者が提出する場合は、様式3を添付の上、その記載単価を産業廃棄物処分料の単価の欄に記入し、計算した額も記入すること。

※2 契約希望単価 (消費税及び地方消費税抜き) を記入すること。

※3 代理人が入札する場合は、代表者職・氏名等に加え、代理人の欄に記名押印すること。

様式6

入札保証金納付免除申請書

令和 年 月 日

福島県知事

申請者 住 所

商号又は名称

代表者職・氏名

印

産業廃棄物等収集運搬及び処分業務（コロナ対策事務局）における一般競争入札の入札保証金の納付を免除されたく、下記の書類を添えて申請します。

記

- 1 入札保証保険契約を締結したことを証する書面（保険証券）
- 2 入札参加者が、過去2年間に国又は地方公共団体等と種類及び規模を同じくする契約を数回にわたり締結し、これらをすべて誠実に履行（契約履行中のものは含まない。）したことを証する履行実績証明書（様式7。ただし、自治体が発注した契約については、証明書に代えて契約書の写を添付することができる。）

（注）提出書類により1又は2に○印を付してください。

様式 7

履行実績証明書

| | 実績① | 実績② | 実績③ |
|-------|-----|-----|-----|
| 発注者 | | | |
| 受注者 | | | |
| 件名 | | | |
| 契約年月日 | | | |
| 契約金額 | | | |

申請者 住 所

商号又は名称

代表者職・氏名

印

(注) 履行実績を証明するものとして、次の書類を添付すること。

- 1 国（予算決算及び会計令第99条第9号に掲げる沖縄振興開発金融公庫等を含む。）、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人間又は地方独立行政法人が発生した契約の契約書の写（契約書の写しを添付できない場合は、内容等を証明できる書類）
- 2 実績は県内外、本・支店の別を問わない。

様式8

一般競争入札仕様書等に関する質問書

令和 年 月 日

福島県知事

質問者 住 所
商号又は名称
担当者職・氏名
電 話 番 号 (— —)
F A X 番 号 (— —)

| | |
|----------------|----------------------------|
| 公 告 日 | 令和5年10月6日 |
| 件 名 | 産業廃棄物等収集運搬及び処分業務（コロナ対策事務局） |
| 冊子名及び 該当ページ | |
| 質 問 項 目 | |
| 質問の趣旨・ 内容 | |

- (注) 1 質問書は、令和5年10月16日（月）午後4時までに、電子メール又はファックスにより送信した後、必ず電話で着信の確認をすること。
2 記載欄が不足する場合は、この様式を複写して記載すること。
3 冊子名及び該当ページ欄には、「入札説明書」「仕様書」等の区分とその該当ページを記載すること。
4 回答内容は、後日、ホームページに掲載する。

様式9

一般競争入札仕様書等に関する回答書

令和 年 月 日

| | |
|--------------|----------------------------|
| 公 告 日 | 令和5年10月6日 |
| 件 名 | 産業廃棄物等収集運搬及び処分業務（コロナ対策事務局） |
| 質 問 項 目 | |
| 質問の趣旨・ 内容 | |
| 回 答 | |